

令和4年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年 3月15日（火） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	理恵子	社会教育課長	野津	千秋
保健福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 議員提出議案の題目

発委第 1号 隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例

発議第 2号 隠岐水産高校「みなし寮（第三寮）」の新設を求める重要決議

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時25分）

（本会議再開宣告 10時25分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第15号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第40号「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」までの計26件、陳情1件、及び継続審査となっている各常任委員会、特別委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 6番：大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会開催日は、会期前の2月15日、21日、22日、24日、会期中の3月10日、11日、14日と7日間開催しました。

付託された案件は、審査の結果、全て全会一致で「可決すべし」、陳情は「採択すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見・指摘事項等について申し上げます。

まず、議第 26 号の「令和 4 年度隠岐の島町一般会計予算」の「本町一般管理事務」についてです。

本町の現在における正規職員、会計年度任用職員の数を質問したところ、正規職員は 276 名で会計年度任用職員は 121 名との説明がありました。委員から、「会計年度任用職員の割合が多すぎるのではないか」「本来の正規職員の採用が不足していないか」などの指摘に対し、執行部からは「会計年度任用職員の人数からの判断ではなく、配置的には適正だと思っている」との回答がありました。委員会からは「地方公務員法に規定している職員採用の原則を尊重し、きちんと正規職員を採用して、補えないところは会計年度任用職員で補うといった姿勢は大事にすべき」と指摘しました。

次に、「消防施設維持管理事業」についてです。

委員から「各地域の消火栓の管理はどうなっているのか」と質問をしたところ、執行部から「特に担当方針はなく、各地域消防団が管理する地域と自治会が管理する地域とさまざまな状況で統一が難しい」との回答でした。委員会からは、「町村合併前から各地域で管理の仕方が違うようだが、幹部会で話し合いながら一度整理をし、有事の際に不備の無いよう地域防災力の向上に備えるべき」と指摘しました。

次に、「町有財産（旧 CTU）活用事業費」についてです。

この建物は役場新庁舎と隠岐病院をつなぐ幹線道路整備のための代替え用地として令和 2 年に取得したものであるが、代替えができなくなったことから町有財産として施設の有効活用を図る事業であります。

公益財団法人隠岐の島町農業公社の事務所として活用を検討したが、規模が大きすぎるため 3 部屋に分割改修し施設の賃貸により活用することとしたいという説明がありました。

委員からは、「用地交渉の余地があるのであればもう少し考え方を改めてみてはどうだろうか」など多くの質疑がありました。執行部からは「建物を購入してから早 2 年が経ち、交渉が断念となれば有効活用していかないとまた年月が経ってしまうので、路線担当課と調整しながら進めていきたい」という回答でありました。委員会からは「この建物の活用方針が決定次第、速やかに議会に報告すべきだ」と指摘いたしました。

次に、「特別職報酬等審議会」についてです。

委員から「定期的に年に最低 1 回は開催すべきでは」「審議会の委員がどういった考えを持っているのか聴くのも必要かと思うが」という意見がありました。執行部からは「県内 9 町

村の中でも特別職の報酬水準は低い水準にあることは事実である。コロナ禍を理由にせず、もうそろそろ検討会は開くべきではないかとも思うので、他の自治体の事例も考慮し検討していきたい」との答弁がありました。委員会からは「定期的に審議会を開くということが、健全化につながるところもあるので今後定期的開催すべきだ」と指摘しました。

次に、「遠隔 ICT 支援員業務委託料」についてです。

令和 2 年度からタブレット端末による新しい学習環境の構築を目指しているが、現状では教職員が新たな ICT 環境を活用するために支援技術を有した人材による支援が必要となった。そのため ICT 活用指導力を向上させ、効果的に教育活動ができるよう島外の経験豊富な支援員を配置する事業であります。委員からは「現場の教職員の様子もしっかり確認するべきでは」「二人体制でやっていくなどの方法はなかったのか」などの質疑がありました。執行部からは「学校によっても格差があるのも事実であるので、そのようなことがなくなるよう島内業者とも連携しながら進めていきたい」と答弁がありました。委員会からは「教育格差が生まれないように、しっかりした体制が継続できるよう努力すべき」と指摘いたしました。

次に、「公民館分館活動事業補助金と集落地域活性化事業補助金の統合」についてです。

本年 4 月から公民館分館活動費が集落地域活性化事業補助金と統合するとの報告がありました。委員会から「分館活動が縮小しないように中央公民館からもきちんと助言、指導するよう」指摘しました。

次に、「陳情」についてです。

陳情第 1 号「隠岐水産高校『みなし寮（第三寮）』の新設を求める陳情」についてです。

陳情の理由は、既存の二つの寮、定員 76 名はほぼ収容定員いっぱいの状態であり、令和 5 年度は新入生が 10 名程度しか受け入れることができず、急増している島外からの入学希望者を受け入れることが非常に困難な状況となっています。早急に本町に「みなし寮（第三寮）」の新設を求めるものであります。

島根県は、舎監や調理員の人件費支援のみを行うこととしており、住居の確保は基本的に市町村が地方創生や地域振興を図るべきとしています。

3 月 10 日に陳情者である蹴浪会会長 小泉秀男氏、学校長 酒井實三氏両名が来庁され、陳情内容について詳しい説明を受け、理解を深めました。当委員会としては、高校魅力化の推進、関係人口の創出、地域振興の必要性から全会一致で「採択すべし」といたしました。

この陳情においては緊急性を要することから、早急に「みなし寮（第三寮）」の新設について検討するよう要望いたします。

なお、所管の調査事項は引き続き調査・研究をしてまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 7 番：村上 謙武 議員

○7 番（村上謙武）

それでは、産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

委員会開催日は 2 月 15 日、21 日、22 日、24 日、25 日、会期中の 3 月 10 日、11 日、14 日の計 8 日間でした。

付託された案件は 12 件でありました。

審査の結果についてですが、議第 20 号「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は、賛成多数で「可決すべし」といたしました。その他 11 件の議案につきましても、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見、指摘事項等について報告いたします。

議第 20 号「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

当該条例改正の主な内容は、ごみ排出の減量化と資源ごみの分別を推進するために、現行のごみ券使用からごみ袋の使用に変えるなど、ごみ処理に関する制度や料金を大幅に変更する内容であり、また、し尿処理手数料に関しては、現在、し尿処理料金を負担していない、個人設置型処理浄化槽の使用者及びし尿汲み取りの該当者に対して、し尿処理費用の負担を求め、負担の公平化を図ることが主な内容となっています。

特に、審議に時間を要したのは、町民への事前の情報提供の必要性の判断や、し尿処理手数料の導入により、大幅な値上げとなる町民が、どのような影響を受けることになるかというものであります。委員からは「条例改正を決める前に、公共料金等審議会の答申書にあるところの、慎重な運用が必要との趣旨から、町民への事前の情報提供は必要ではないか」

「し尿処理手数料の負担について、町民への説明がない状況で、条例改正を行ってしまうのは問題ではないか」など採決を行うことに反対する趣旨の意見がありました。

これらに対して、「議案の上程までに、ごみ減量化座談会、廃棄物減量等推進審議会を開催し、公共料金等審議会に諮り答申が出され、一連の手続きを行なっているので、問題は無いのではないか」という従来通りのやり方で議案を上程したことについて、「よし」とする賛成意見などがありました。委員会「採決」を行い、賛成多数で「可決すべし」といたしました。

次に、議第 26 号「令和 4 年度隠岐の島町一般会計予算」についてです。

「森林病虫害等防除事業（16,335 千円）」についてですが、松くい虫防除のための空中散布について、委員から「空中散布が自然の生態系を壊すことや人体にも悪影響を及ぼすことは明らかであり、また、県内で空中散布を行っているのは本町だけであることなどから止める方向で見直すべきではないか」などの意見がありました。

担当課より、観光スポットである白島・ローソク岩・浄土ヶ浦の三か所の自然景観を維持するための必要性と、地上からの病虫害防除作業が困難な理由から、現在も空中散布による法での松くい虫防除作業を継続しているとの状況説明がありました。

次に、「所管の調査事項」について報告いたします。

まず、「特定地域づくり事業推進交付金事業」についてですが、令和 3 年度に協同組合設立を予定していた、本町の特定地域づくり事業に対して、事業の進捗状況等について質疑を行いました。

現在、令和 4 年 7 月からの事業開始に向けた手続きと準備作業が行われており、町内の 4 事業者が組合参加を希望していること。また、マルチワーカーとして、地域おこし協力隊の任期終了者が地域マネージャーなどを兼ね組合従事者となる予定であること。そして、事業協同組合の事務所は「ふれあいセンター内」に置き、設立等の準備作業は商工会が中心になって行なっていることなどについて担当課より説明がありました。

委員からは「町民への周知が不足しているのではないか」、「役場は協力事業者の確保にもっと努力すべきではないか」などの意見があり、委員会として事業開始に向けてさらに意欲的に取り組むことの必要性を指摘いたしました。

次に、「隠岐の島町立地適正化計画」についてであります。西郷都市計画区域を対象とした「立地適正化計画（素案）」が完成し、令和 3 年 12 月 27 日からパブリック・コメントを実施しましたが町民からの意見はなく、当該計画に対する町民の関心は低い状況にあるといえます。

計画期間は令和 3 年度から令和 22 年度までの 20 年間という長期計画となっており、現在進行中の西郷港周辺地区の整備計画とも深く関連している計画であり、本町将来のまちづくりにとって、非常に重要な計画といえるものです。

令和 2 年 8 月から令和 3 年 11 月までの間に、学識経験者、地元関係団体、行政機関から選任された 18 名の委員により「検討委員会」が計 8 回開催され、計画内容についての審議が行われてきました。離島では初となる「立地適正化計画」ということで、他の離島の参考事例

となり得る計画でもあります。

委員会として「立地適正化計画」への理解を深めるとともに、町民への周知に対する取り組みにも注視してまいります。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わりますが、所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究をしてまいります。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、「議会基本条例策定特別委員会」から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、「議会基本条例策定特別委員会」の中間報告を受けることに決定いたしました。議会基本条例策定特別委員長の発言を許します。

議会基本条例策定特別委員長 11 番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

議会基本条例策定特別委員会の中間報告をいたします。

議会基本条例策定特別委員会は昨年6月議会において設置し、今まで12回委員会を開催してきました。

これまでの経過内容ですが、まず基本条例策定については、先進地とされている7自治体の議会基本条例を参考に、基本条例の大まかな流れと、条例項目の比較を行いました。その後、条例内容について必要な項目や必要でない項目などについて協議を行い、文章内容についても議論を重ね、条例の「骨子」を作成いたしました。

次に活動についてですが、昨年11月16日に北海道栗山町議会、議会基本条例策定時の事務局長であった中尾 修氏をお招きし、議会基本条例に対する基本的な考え方や、条例作成の知識を深めるために議員全員参加の研修会を行いました。

研修会では議決責任がある機関として何をすべきか、住民に必要とされる議会になるため

に何をすべきかを改めて学び、さらに条例作成にあたり、住民参加、情報発信、情報共有の重要性も学びました。

それを踏まえ現在、「議会だより」において、議会基本条例について町民の皆様に発信しているところであります。また町民が議会に対してどういった思いがあるのかを把握するため、「住民アンケート」を実施しているところであります。

今後については、「アンケートの集計」を行い、構成や内容についてさらに協議をしていくこととしております。また議会基本条例には、議会と執行部との関係について盛り込む予定となっており、今後は執行部の皆様と協議を重ねていきたいと思っておりますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

以上で、議会基本条例策定特別委員会の中間報告を終わります。

なお、所管の調査事項は、引き続き調査、研究をしてまいります。

○議長（池田信博）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

日 程 第 2. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第15号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの28議案及び陳情1件、並びに本日の議事日程第1で行いました委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野牧子）

私は、議第20号「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について「反対」いたします。

昨年9月の常任委員会で、一般廃棄物処理手数料改定について担当課長より丁寧に説明をしていただきました。その後、「公共料金等審議会」が3回開催され、今年2月に「答申書」が出されたことも、本定例会の常任委員会で説明を受けました。

「答申書」の内容には、町民への負担を強めることも危惧されることから、慎重な運用が必要。制度が大きく変わるため制度説明を慎重かつ懇切丁寧にしていただき、町民の理解を得たうえで実施することが必須である。といった内容でございました。

委員会の説明で、住民への周知活動として「ごみの減量化座談会」などはあったが、し尿

処理についての「説明会」は未だしていない。とのことでした。

し尿処理手数料の改定理由として、処理料金は上下水道料金に含まれて徴収されており、汲み取り及び浄化槽利用者と下水道利用者との間で費用負担の不均等が生じている。

この内容も委員会で詳細を聞き理解いたしました。ですが、町内では諸事情により下水道に接続できないご家庭、特に、ご高齢のお宅には年々、年金額が引き下げられ、新型コロナウイルスの影響による物価の上昇に、ごみ処理のように減量化が出来ない、し尿処理手数料の大幅な値上げは多くの対象住民の方々にとって大きな問題となります。一方、町の財政が厳しく、全国的に値上げをしているのも分かっています。

さらに、今回の執行部の提案も今までの「答申」後、「条例改正」を行い、住民説明と言うプロセスを踏んでいると理解しておりますが、今回のような大幅な値上げをする場合は「答申」後に、まずは住民周知を行い、色々な声があると思います。その声も議会は聞きながら条例を制定するほうが住民に対する思いやりだと私は思います。

値上げに関して住民周知されない現状のまま、住民の声を聞けず決定することは出来ません。住民と町、議会との信頼関係が崩れるようなことは、私は駄目だと思います。

以上の理由から、令和5年4月実施までに「廃棄物処理手数料」に関する内容の周知活動をしていただき、今回の「条例の一部を改正する条例案」に延期を希望し、「反対討論」といたします。

議員の皆様方にもご賛同していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番：菊地 政文 議員

○8番（菊地政文）

議第20号「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について「賛成」の立場で討論いたします。

本件については、昨年9月27日開催の所管である産業建設常任委員会において、環境課より「隠岐の島町一般廃棄物処理手数料改定基本方針案」及び「し尿処理手数料の有料化案」について、今後の本町における「ごみ減量化」「再資源化」のための新たな施策を推進し、また、し尿処理においても費用負担の「公平化」のために処理料金について有料化を行うという詳細説明の報告を受け、私は理解しております。

そういった経過を踏まえ、昨年11月5日に住民代表である「隠岐の島町公共料金等審議会」

へ諮問し、審議した結果、本年2月3日付けで公共料金の改定及び有料化については妥当であるとの「答申」が提出され、実施に当たっては町民への広報、啓発活動、丁寧な説明を積極的に行っていくとのことであり、本条例改正については「賛成」するものであります。

どうぞご理解のうえ、皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（池田信博）

次に、原案に反対者の発言を許します。

3番：藤野 定幸 議員

○3番（藤野定幸）

今回の議第20号「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について、「反対」いたします。

ごみ処理については妥当だと思いますが、特に「し尿処理」に関して町民に一切説明がないままの「条例制定」は、町民の代表として受け入れられません。あまりにも拙速すぎると思います。

公共料金を上げるにあたり、町は町民に寄り添うべきと思います。国が行う時でもまず方針を示し意見を聞き、緩和措置や色々な情報を積極的に発信してから行っていると認識しています。今回、町はし尿処理に関して、分かりやすい説明を一切されていないこと、特に「し尿処理費」については町が公費負担をしていたのに、まだつないでない世帯にも負担させるのは、あまりにも唐突過ぎると思います。また、現在、下水道使用料に「し尿処理費」も含まれていますが、いまだに町は、使用者世帯に公費負担分を負担して貰うという説明をなされてないと思います。つなげたくても出来ない世帯や、まだ下水道がきてない地区がある中で、色々な緩和措置等をセットすべきです。

また、社会通念上、妥当な範囲での手数料負担となるように、税負担等も検討するなど細かな点での見直しが必要ではないかと考えます。

以上のことを勘案して、今回の条例案に「反対」します。どうか各議員の皆様にも、ご賛同いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

ほかに、討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、はじめに議第15号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第19号「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例」までの5件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第15号から議第19号までの5件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第20号「隠岐の島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成11名、反対4名

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第20号は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第21号「隠岐の島町下水道使用料条例の一部を改正する条例」から議第23号「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」までの3件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第21号から議第23号までの3件は、委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第24号「工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（2号幹線その

8) 工事」、議第 25 号「工事請負契約の締結について〔令和 3 年度社交金 町道中町中条線一本橋橋梁更新工事〕」の 2 件、及び議第 39 号「工事請負変更契約の締結について〔中村漁港漁業集落排水管路布設（汚染幹線その 1）工事〕」、議第 40 号「工事請負変更契約の締結について〔林道横尾北山線災害復旧工事〕」の 2 件の、計 4 件について、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 24 号、議第 25 号及び議第 39 号、議第 40 号の 4 件は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、承認第 2 号「物品購入変更契約締結の専決処分について〔島後清掃センター塵芥収集車購入〕」の 1 件を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第 2 号は原案のとおり「承認」されました。

次に、議第 26 号「令和 4 年度隠岐の島町一般会計予算」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 26 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 27 号「令和 4 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から議第 38 号「令和 4 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの 12 件を、一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 27 号から議第 38 号までの 12 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号の2件は、お手元に配付しました意見のとおり「答申」することに決定いたしました。

次に、陳情第1号「隠岐水産高校「みなし寮（第三寮）」の新設を求める陳情」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」、及び発議第2号「隠岐水産高校「みなし寮（第三寮）」の新設を求める重要決議」の2件が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第2項および第3項の規定による、議員並びに委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由」の説明を行います。

はじめに、ただ今、議題となりました発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

議会運営委員長 14番：高宮 陽一 議員

○14番（ 高 宮 陽 一 ）

発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を行います。

本定例会に上程された「隠岐の島町行政組条例の一部を改正する条例」に伴い、本条例の

一部を改正するものであります。

内容につきましては、「都市計画課」が新設されたことに伴いまして、産業建設常任委員会に「都市計画課」を追加するものであります。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第2号「隠岐水産高校「みなし寮（第三寮）」の新設を求める重要決議」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

それでは、発議第2号「隠岐水産高校「みなし寮（第三寮）」の新設を求める重要決議」について、提案理由の説明を行います。

人口減少が顕著な中山間地域・離島において高校を継続・発展させるためには、高校に進学する子どもたちを増やしていくことが必要であり、親子でのUIターンのみならず、高校生のみ受け入れを進めていく必要があります。

本町においては、寮費の支援を増額するなど高校魅力化の推進に努力をしているが、隠岐

水産高校では既存の二つの寮（定員76名）は収容定員いっぱいの状態であり、令和5年度は新入生が10名程度しか受け入れることができず、急増している島外からの入学希望者を受け入れることが非常に困難となっています。

島根県においては、移住してくる高校生は市町村の住民であり、その住まいの確保は基本的に市町村の住宅施策として取り組むべきとしており、高校魅力化を推進している本町においても、寄宿舍や学校寮を含めた施設整備は避けて通れない重要課題です。

高校存続、高校魅力化の推進、関係人口の創出、地域振興の必要性から「みなし寮（第三寮）」の新設について早急に実現するよう求めるものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田信博）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

これより、「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終わります。

日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありまし

た。

お諮りします。

これを、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

これをもって、令和4年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時14分)

以 下 余 白